業　務　委　託　契　約　書（案）

１　契約名　　Microsoft Copilot Studioを活用したチャットボット構築支援業務

２　目的　　仕様書のとおり

３　契約金額　　金　　円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　　円）

契約金額（内訳）	
Copilot Studio クレジットパックライセンス関連費用	
上記以外の委託業務に関する費用	
合　計	

４　履行期間　　契約締結の日から令和９年３月31日まで

５　履行場所　　佐賀県総務部行政デジタル推進課が指定する場所

６　契約保証金　　金　　円

上記業務委託について、委託者　佐賀県（以下「甲」という。）と、受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第１条　乙は、甲に対し、別添仕様書に従い、Microsoft Copilot Studioを活用したチャットボット構築支援業務を提供するものとする。

２　仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

（契約保証金）

第２条　乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金　　円を納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には、利息をつけない。

３　甲は、乙が委託業務をすべて履行したとき、第１項に定める契約保証金を還付するものとする。

※契約保証金免除の場合
【財務規則１１５条第３項第１号に該当する場合】
第２条　本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第 115 条第３項第１号により免除する。

【財務規則１１５条第３項第４号に該当する場合】
第２条　本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第 115 条第３項第４号により免除する。

（乙の履行義務等）
第３条　乙は、仕様書及び本契約に基づき、自己の責任において、頭書の契約金額をもって、履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。
２　委託業務の完了までに生じる必要な費用及び労力についての損失は、すべて乙の負担とし、完了前に履行不能となった場合には、乙は当該不能となった部分に相当する委託料の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

（再委託等の禁止）
第４条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務計画書の作成及び提出）
第５条　乙は、本契約締結後、委託業務を遂行するために必要な作業工程及びそれに対応した業務遂行に関する計画書（以下「業務計画書」という。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
２　前項の規定により業務計画書の提出があったときは、甲は、当該業務計画書の内容が仕様書及び本契約書の定めるところに合致するときに限り、これを承認するものとする。
３　前２項の規定は、業務計画書の内容を変更する場合に準用する。

（委託業務の調査等）
第６条　甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

（契約内容の不適合責任）
第７条　甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。
２　前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第 12 条の規定による成果物の引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。
３　第１項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

（業務内容の変更等）

第８条　甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限の変更をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項における変更が、甲の責めに帰する場合において、乙が著しい損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償の請求ができる。ただし、賠償請求できる損害額は、当該変更又は一時中止による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとする。

（履行期限の延長）

第９条　乙は、天災地変その他自己の責によらない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は甲乙協議して決する。

（管理義務）

第 10 条　乙は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における遅延損害金）

第 11 条　甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し、年 3.0 パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。

（検査及び成果物の引渡し）

第 12 条　乙は、仕様書、本契約書及び第５条に規定する業務計画書に定めるところにより、業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了届に必要な成果物を添えて業務履行の確認を甲に求めなければならない。

２　甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内または令和9年3月31日までのいずれか早い日までにその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

３　前項の検査の結果、成果物の修補を要する場合は、乙は速やかに所定の修補を行い、再検査を受けなければならない。

４　甲は、第２項の履行確認検査又は前項の再検査に合格したときをもって、委託業務が完了したものとし、書面にてこれを通知する。

（契約金額の支払い）

第13条　乙は、甲から前条第１項の確認を受けた後、所定の手続に従って当該委託業務に係る委託料を請求することができる。

２　甲は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

３　甲の責に帰する事由により第１項に係る業務委託料が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年 3.0 パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（権利の帰属）

第 14 条　仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物(以下「本件成果物」という。)は甲の所有とする。

２　本件成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

３　甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権について、乙はいかなる権利も主張できない。

４　委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用および複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

５　第１項の成果物及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

６　乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（著作者人格権）

第 15 条　乙は、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

２　乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求にしたがい、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 16 条　乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約及び本契約に関連して生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

（甲の契約解除権）

第 17 条　甲は乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第３条の規定に違反したとき。

(3) 乙又はその使用人が検査又は監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的

に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(5) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。
2　前項の規定により甲がこの契約を解除した場合、乙に生じた損害については、甲は一切その賠償の責めを負わない。

（違約金）
第18条　甲は、乙が前条第１項の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収する。
2　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
3　第１項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年3.0パーセントの割合で計算した額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

（乙の契約解除権）
第19条　乙は、甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

（甲の損害賠償）
第20条　前条により、乙が契約解除した場合において、乙が著しい損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償の請求ができる。ただし、賠償請求できる損害額は、契約解除による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとし、甲乙協議して決する。

（乙の損害賠償）
第21条　乙は、第14条第６項に定めるほか、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
2　乙は、前項並びに第14条第6項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、乙は、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（情報提供等）
第22条　甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。
2　乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外には使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

（秘密の保持）
第23条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約終了時の業務の引継ぎ、移行支援等）

第24条　本契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、乙は当該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

２　データの移行、消去など、前項の必要な措置又は支援の具体的な内容については、甲乙協議のうえ定める。

（個人情報の保護）

第 25 条　この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティの保護）

第 26 条　乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記２「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

（生成ＡＩへの入力）

第 27 条　乙は、委託事務を処理するに当たり、生成ＡＩ（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成ＡＩに入力してはならない。

（生成ＡＩの利用に関する保証）

第 28 条　乙は、委託事務を処理するに当たり、生成ＡＩを利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

（費用の負担）

第 29 条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 30 条　本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

（協議）

第 31 条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

甲　佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号
佐賀県総務部　行政デジタル推進課
課　長　　土井　慎一

乙

別記１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第２条第１項で定めるものをいう。以下同じ。））の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の収集）

第３　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

２　乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第６　乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の外への持出の禁止）

第８　乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）
第９　乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。
２　乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
３　乙は、再委託先の第１項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
４　乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）
第１０　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
２　乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
３　乙は、パソコン等に記録された第１項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
４　乙は、第１項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

（事務従事者への周知及び指導監督）
第１１　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
（１）在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
（２）前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
（３）その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
２　乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

（報告及び検査）
第１２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

（事故発生時の対応）

第１３　乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（指示）

第１４　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１５　甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（注）

１「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

別記２（情報セキュリティ対策）

情報セキュリティ対策特記事項

（基本的事項）

第１　受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

２　乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

（守秘義務）

第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

第３　乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第４　乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第５　乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第６　乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告義務）

第７　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（報告、監査及び検査）

第８　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

（業務従事者への周知）

第９　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

（業務の再委託）

第１０　乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

（指示）

第１１　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１２　甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。